

埼玉県第3回LPガス料金負担軽減事業補助金 Q&A

－ LPガスを使用する埼玉県民向け －

(令和7年2月28日作成)

1 事業のしくみについて

Q1-1 LPガスを使用する一般家庭だが、補助を受けるために手続きが必要か。

A1-1 手続きは不要です。LPガスの販売事業者による各顧客への値引きを通じてLPガスを使用する世帯等に支援を行うものです。

Q1-2 補助額はいくらか。

A1-2 上限1,500円です。なお、「上限」とはQ3-4のとおり、LPガスの使用量が些少である場合は満額値引きされないことがある、という趣旨です。

Q1-3 第1回の補助は2,500円で、第2回の補助は2,300円だった。今回、何故1,500円に減額されているのか。

A1-3 補助額は価格が高騰する前のLPガスの価格と直近のLPガスの価格との差額から算定し、そこに補助期間を掛けて算出しています。第1回・第2回の補助期間は6か月分であり、今回の補助では令和7年1月から3月までの3か月分とし、1,500円となりました。ご理解くださいますようお願いいたします。

2 値引きの対象について

Q2-1 LPガスを使用する一般家庭だが、値引きの対象とならないことはあるか。

A2-1 基本的にはありません。ただし、工業用途の利用者、一部の公共施設等、利用形態により対象外となるものがあります。

3 値引きの時期、方法について

Q3-1 いつ値引きされるのか。

A3-1 契約しているLPガス販売事業者によりますが、令和7年5月から7月のいずれかの月の請求書（検針票）で値引きされる見通しです。

Q 3 - 2 1,500 円の値引きとはどのように行われるのか。

A 3 - 2 以下のとおり、消費税の課税前の金額から値引きをします。

※ 金額はあくまでも例です。

【値引き前】		【上限 1,500円を値引き】	【値引き後】	
消費税	300円		非課税	(150円)
ガス料金 (税別)	3,000円	課税前のガス料金 3,000円 から上限 1,500円 を値引き ⇒ 1,500円 (税別)	補助金	1,500円
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)			消費税	150円
			ガス料金 (税別)	1,500円

※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。

※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い

※ 顧客への請求額 1,650円 (税込み)

Q 3 - 3 LPガス販売事業者からの検針票 (請求書) には1,650 円の値引きを行う、との記載がある。1,500 円の間違いではないか。

A 3 - 3 値引き額の1,500 円は消費税課税前の料金から差し引くもので、税込み額として1,650 円と表示される場合があります。いずれにしても値引き後の請求額に変わりはありませんのでご了承ください。

Q 3 - 4 使用量が少なく請求金額が税抜1,500 円未満の場合はどのような扱いとなるのか。

A 3 - 4 当該請求金額分のみ値引きされます。例えば、以下のとおり請求額が税抜き1,200 円の場合、1,200 円値引きされ、請求額が0 円となります。なお、1,500 円との差額(300 円)は翌月に持ち越しません。

※ 金額はあくまでも例です。

消費税	120円		非課税	(120円)
ガス料金 (税別)	1,200円	課税前のガス料金 1,200円 から上限 1,500円 を値引き ⇒ 0円	補助金	1,200円
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)				

※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。

※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い

※ 顧客への請求額 0 円
・ 差額(300円)は切り捨て。
・ 翌月に持ち越しません。

4 値引きの有無の確認方法について

Q 4 - 1 LPガスを使用する一般家庭だが、どうすれば値引きの有無が確認できるのか。

A 4 - 1 値引きを行った月の請求書又は検針票に、次のように表示されま
す。

「埼玉県の補助により、上限 1,500 円で値引きを行いました。」

値引きが行われるのは5月から7月のいずれかの月です。これらの
月の請求書にこのような記載があるかご確認ください。

5 その他

Q 5 - 1 「補助事業の調査として、ガスの使用量や料金、契約会社を教えて
ほしい」などの電話があつたが、本事業に関係があるのか。

A 5 - 1 本事業の実施に当たり、各販売事業者や業界団体などが個人情報
を求めることはありません。不審な電話などがあつた際は、警察に相談
してください。

Q 5 - 2 LPガスを使用する一般家庭だが、一向に値引きが行われない。ど
うすればよいか。

A 5 - 2 今回の補助事業はLPガス販売事業者の交付申請に基づいて県民の
皆様に値引きによる支援をするしくみとなっており、5月～7月のい
ずれかの請求書（検針票）で値引きされるはずですが、6月の請求まで
に値引きが行われず、値引きを実施する旨のお知らせがないようであ
れば契約先のLPガス販売事業者へお問合せすることをお勧めしま
す。